

人工呼吸器等を装着されている方へ

小児慢性特定疾病の認定疾病により、人工呼吸器、体外式補助人工心臓及び埋め込み式補助人工心臓を装着している方で、以下の基準を満たす場合は自己負担限度額の特例（上限額500円）の対象となります。認定基準に該当し自己負担限度額の特例を希望される方は、2の必要書類を御提出ください。

（必要書類の添付がない場合は、自己負担限度額の特例は適用されません。）

1 認定基準

【全般】

食事、更衣、ベッドから車いす等への移乗、屋内外での移動について、全介助又は部分介助の状態であること。

【人工呼吸器】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 常時（ほぼ24時間）装着していること
- ③ 現に装置を稼働させ人工呼吸を施行していること
- ④ 今後1年間程度にわたって、離脱の見込みがないこと

【体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 現に装置を稼働させ循環の維持をしていること
- ③ 今後1年間程度にわたって、離脱の見込みがないこと

2 必要書類

（1）小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書

中段の「人工呼吸器等装着」、更新の場合は下段の「人工呼吸器等を装着されている方へ」欄に○をつけてください。

（2）人工呼吸器等装着者申請時添付書類

受診している医療機関で記載を受けてください。

（参考）自己負担限上額表

階層区分	階層区分の基準	自己負担限度額(円)(患者負担割合:2割、外来十入院)			
		一般	重症又は高額長期	人工呼吸器等装着者	生活保護法の被保護世帯又は血友病等患者
I	生活保護法の被保護世帯				0
II	市町村民税又は特別区民税 低所得 I : 保護者所得 80.9万円以下	1,250			
III	税が非課税の世帯 低所得 II : 保護者所得 80.9万円超	2,500			
IV	一般所得 I : 市町村民税又は特別区民税課税以上 7.1万円未満の世帯	5,000	2,500		II・IIIについて 非課税世帯の収入 80.9万円については、支給認定保護者（患者が18歳以上の場合は本人）の収入で判断する。
V	一般所得 II : 市町村民税又は特別区民税 7.1万円以上 25.1万円未満の世帯	10,000	5,000		
VI	上位所得 : 市町村民税又は特別区民税 25.1万円以上の世帯	15,000	10,000	500	
	入院時の食事	1/2 自己負担			自己負担なし
	公費負担者番号	52138013			52137015